

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名	所在地																	
明治東洋医学院専門学校		昭和51年4月1日	三澤 圭吾	〒 564-0034 (住所) 大阪府吹田市西御旅町7番53号 (電話) 06-6381-3811																	
設置者名		設立認可年月日	代表者名	所在地																	
学校法人明治東洋医学院		昭和53年2月10日	谷口 和彦	〒 629-0392 (住所) 京都府南丹市日吉町保野田ヒノ谷6-1 (電話) 0771-72-1231																	
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																
医療	医療専門課程	教員養成学科	平成 7(1995)年度	-	平成26(2014)年度																
学科の目的	学校教育法及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師に関する法律に基づき、はり師及びきゆう師に関する知識、技術を教授し、もって現代に立脚した合理的思考のできる有資格者を要請するとともに、国民の健康保持・増進に寄与する人材を育成することを目的とする。																				
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	教員養成学科は、はり師免許又はきゆう師免許を有する者、あん摩マッサージ指圧師を有する者で、かつ、はり師免許又はきゆう師免許を有する者を入学資格としており、課程を修了した者は、「あはき養成施設の教員資格(専門基礎分野・専門分野)」を取得することができる。本校は、クラス担任制(クラスアドバイザー)としており、全クラスにクラスアドバイザー(専任教員)を配置している。クラスアドバイザーは定期的に学生と面談を実施し、ニーズを把握して就職相談等を行っていることから、令和5年度卒業生は教員就職希望者全員が教員として就職した。また、本学科において令和5年度の退学者は0人であった。																				
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技														
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入	2,520 単位時間	795 単位時間	540 単位時間	1,185 単位時間	単位時間														
			単位	単位	単位	単位	単位	単位													
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率																	
40人	9人	0人	0%	0%																	
就職等の状況	■卒業生数(C) : 6人 ■就職希望者数(D) : 6人 ■就職者数(E) : 6人 ■地元就職者数(F) : 3人 ■就職率(E/D) : 100% ■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 50% ■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 100% ■進学者数 : 0人 ■その他 : (令和5年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報) ■主な就職先、業界等 (令和5年度卒業生) あはき養成施設等																				
	■民間の評価機関等から第三者評価: 有 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 一般社団法人柔道整復教育評価機構 受審年月: 令和5年度 評価結果を掲載したホームページURL: https://www.meiji-s.ac.jp/about/public/																				
	当該学科のホームページURL: www.meiji-s.ac.jp																				
	(A: 単位時間による算定) <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>2,295 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>90 単位時間</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>1,935 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>90 単位時間</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>0 単位時間</td></tr> </table>							総授業時数	2,295 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	0 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	90 単位時間	うち必修授業時数	1,935 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	0 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	90 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間
	総授業時数	2,295 単位時間																			
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	0 単位時間																			
	うち企業等と連携した演習の授業時数	90 単位時間																			
	うち必修授業時数	1,935 単位時間																			
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	0 単位時間																			
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	90 単位時間																			
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間																				
(B: 単位数による算定) <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>単位</td></tr> </table>							総授業時数	単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位	うち必修授業時数	単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位	
総授業時数	単位																				
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位																				
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位																				
うち必修授業時数	単位																				
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位																				
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位																				
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位																				
<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3人</td> </tr> </table>							① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	0人	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	1人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	2人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0人	計	3人			
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	0人																				
② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	1人																				
③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人																				
④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	2人																				
⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0人																				
計	3人																				
<table border="1"> <tr> <td>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td> <td>3人</td> </tr> </table>							上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	3人													
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	3人																				
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)																					
教員の属性(専任教員について記入)																					

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

教員の養成において、有能で信頼される鍼灸師を養成する上で不可欠な実践的かつ専門的な能力を育成することであり、それに相応しい教育課程を編成するために、下記の基本方針に基づいて企業等と連携する。

- ①鍼灸医療において治療に使用する鍼用具は、臨床効果及び安全性の質に拘わる重要な要因であることから、それらを製造する企業等と連携し、知識・技術・技能の習得を図る。
- ②講師派遣施術所と教育内容の調整を行い、講師が提供できる知識・技術・技能の内容に即した授業科目を設定し、実習を中心とする授業形態により実践的な技能の習得を図る。
- ③教育内容、効果が目的に合致しているか、多様な評価を行い、教育の改善に努めることにより、教育水準の向上を図る。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

社会で活躍する実践的職業人、教育課程の責任者、学校教育の現場責任者で構成されていることから、現状あるいは今後必要となる教育に関する提案を実践的職業人からいただき、学校教育の責任者等が具体的な教育計画案を作成し、本委員会の議を経て、新教育計画として管理運営会議(決議機関)に提案する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
北川 肇	公益社団法人大阪府鍼灸師会 理事	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	①
竹藤 裕子	鍼灸治療院ひろ	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
酒井 良和	さかい鍼灸院	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
三澤 圭吾	明治東洋医学院専門学校 校長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	—
角谷 英治	明治東洋医学院専門学校 教員養成学科長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—
和辻 直	明治東洋医学院専門学校 鍼灸学科長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	—
檀上 博	明治東洋医学院専門学校 教務部長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—
秋津 知宏	明治東洋医学院専門学校 教務部次長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(9月頃、3月頃)

(開催日時(実績))

第1回 令和5年10月3日 15:40～16:50

第2回 令和6年3月19日 14:00～15:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

現行カリキュラムは、1年目は臨床力、2年目は教育力を養うための構成となっており令和5年度で4年目を迎えることから、今後新カリキュラム策定に向けて、教員を目指そうとする者に対して魅力あるカリキュラムを検討する中で、接遇に関わる授業を取り入れるべきである旨の意見があった。また、セイリンや山正以外にも、通電機器や超音波観察装置の開発メーカー等の鍼灸治療に関係する企業との連携強化を進めるなど、学生が経験を積むことができる実習を検討することとした。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針
 はり・きゅうの製造過程と品質管理及び性能等に関する事項について、企業と連携した演習・実習を行い、相互の討論を通して専門的に理解を深めることを目的とし、教員としての専門性を高めることを方針としている。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容
 ※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記
 鍼及び灸(艾)の製造企業と連携し、製造過程、品質管理及び性能等に関する事項について、教員として必要な理解を深める授業を行っている。具体的な連携内容は以下のとおりである。
 ① 鍼用具の製造等に関して企業等が提供できる知識・技術・技能については、専門分野の教員を養成する上で必要かつ専門性を向上させるのに適切な内容とし、それに基づいて実習、実技、実験又は演習の授業内容を決定する。
 ② 企業等内及び専門学校内で行う実習、実技、実験の内容については、安全性を確保することとする。
 ③ 学生には必ずレポートを課し、両方で評価する。
 ④ 実習、実技、実験、演習についての教育評価を行い、教育内容の充実に努める。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
臨床応用学	鍼刺激(治療)、灸刺激(治療)に対する生体反応について、基礎的、臨床的研究成果に基づいて理解し、このことを踏まえて鍼灸治療が何故効くのかの作用機序について説明できるようにすることを教育目標としている。はり・きゅうの製造過程と品質管理及び性能等に関する事項について専門的に理解を深めることが、企業等との連携による実習・演習の目的としている。その中で、はり・きゅうの製造過程と品質管理及び性能等に関する事項について理解を図るとともに、それらに関する相互の討論を通してそれぞれの目的が達せられるようにする。	セイリン株式会社 株式会社 山正
東洋医学臨床論Ⅲ	東洋医学的診療システムにおける東洋医学系の定義・位置付けを理解し、各病・各病証の導き方を修得することを目的とし、その診療システムの病証決定するための鑑別方法・触診等について、基本的な考え方、診察ができることを教育目標としている。その中で、企業等と連携することにより、臨床効果を上げるため、はり・きゅうの種類と性能について考察する。	セイリン株式会社 株式会社 山正

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針
 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記
 本校が定めるファカルティ・ディベロップメント委員会規程に基づき、教員が教育の質的向上を図るために組織的に取り組む活動を推進することを目的として、以下の基本方針に沿って計画し、参加を推進している。
 ① 加盟している公益社団法人東洋療法学校協会の教員研修会（毎年度8月を予定）に参加する。
 ② 企業等の外部講師を招き、学校内において研修する。
 ③ 企業等での研修を希望する教員に対し、募集を行い、曜日（原則週1回）を定め研修する。
 ④ 個人が加盟する学会等の研修会に参加する。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名： 第72回 公益社団法人 全日本鍼灸学会学術大会 神戸大会
 期間： 令和5年6月9日、10日、11日
 内容： 鍼灸学の次代展望 一経験から学び、持続可能なエビデンスをつむぐー
 連携企業等： 公益社団法人全日本鍼灸学会
 対象： 教員

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名： 公益社団法人 東洋療法学校協会 第46回教員研修会
 期間： 令和5年8月24日、25日
 内容： Well-being 実現に繋がる多職種・他業種・地域連携
 連携企業等： 公益社団法人東洋療法学校協会
 対象： 教員

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名： 第73回 公益社団法人全日本鍼灸学会学術大会 宮城大会 連携企業等： 公益社団法人全日本鍼灸学会
期間： 令和6年5月24日、25日、26日 対象： 教員
内容 つながり、通じ、いかす鍼灸 - 多様性の探究と連携医療への展開 -

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名： 公益社団法人 東洋療法学校協会 第47回教員研修会 連携企業等： 公益社団法人 東洋療法学校協会
期間： 令和6年8月8日、9日 対象： 教員
内容 不易流行 デジタル化が教育現場で多用される時代に感性を見つめ直す

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校の教育理念・目的・育成人材像の達成に向けて実施している教育課程、教育内容等を主として学校関係者評価委員会委員の外部委員に説明し、理解のうえ評価を受けることにより、教育の水準の向上と質の保証を図る。また、その結果に基づき、学校教育等の改善と発展を目指す。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	社会のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか。
(2) 学校運営	運営方針に沿った事業計画が策定されているか。教育活動等に関する情報公開が適切になされているか。
(3) 教育活動	教育理念等に沿った教育課程の編成、実施方針等が策定されているか。 学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか。キャリア教育、実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか。
(4) 学修成果	資格取得率の向上が図られているか。退学率の低減が図られているか。
(5) 学生支援	生徒に対する経済的な支援体制は整備されているか。保護者と適切に連携しているか。
(6) 教育環境	施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか。
(7) 学生の受入れ募集	学生募集活動は適正に行われているか。
(8) 財務	予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。
(9) 法令等の遵守	自己評価の実施と問題点の改善を行っているか。
(10) 社会貢献・地域貢献	地域に対する公開講座等を積極的に実施しているか。
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価報告書において、委員会から目標管理制度について、教員個々の目標が学校の方針に沿っているか再度確認が必要であること、また、授業評価アンケートの回収率を100%にすべきである旨の意見があった。目標管理制度は学科長等の上長が必ず面談を実施して目標を立てることを徹底するとともに、授業評価アンケートは授業内で必ず実施することとしており、回収率100%を目指している。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
北川 肇	公益社団法人大阪府鍼灸師会 理事 大阪府柔道整復師柔道連盟	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	業界団体 卒業生
上山 陽	大阪明星学園高等学校	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	高等学校 関係者
村上 雄一	関西大学北陽高等学校	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	高等学校 関係者
酒井 良和	さかい鍼灸院	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業等委員 卒業生
佐子 幸男	佐子鍼灸整骨院	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業等委員 卒業生
竹藤 裕子	鍼灸治療院ひろ	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業等委員 卒業生
田中 精一	デイハートたなか	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業等委員 卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <https://www.meiji-s.ac.jp/about/public/>

公表時期: 令和6年9月30日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

教育課程編成委員会において、ガイドライン項目(1)から(9)に対する内容について、概要を説明して意見を求め、学校関係者評価委員会との有機的関連性を図る。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校の教育・人材育成の目標及び教育指導計画、特色
(2) 各学科等の教育	資格取得合格率の実績
(3) 教職員	教職員の組織、教員の専門性
(4) キャリア教育・実践的職業教育	就職支援等への取組状況
(5) 様々な教育活動・教育環境	スキルアップセミナー、フォローアップセミナー
(6) 学生の生活支援	学生支援への取組状況
(7) 学生納付金・修学支援	学生納付金の分納、延納制度 奨学金制度
(8) 学校の財務	事業報告書、貸借対照表、収支計算書
(9) 学校評価	自己点検・自己評価、学校関係者評価の結果
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	厚生施設の案内

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <https://www.meiji-s.ac.jp/about/public/>

公表時期: 令和6年9月30日

授業科目等の概要

(医療専門課程 教員養成学科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			古典閲読	あはきの歴史、原典閲読（含、素問・靈枢など）を学修する。	2前	30	2	○			○			○	
2	○			英語	英語論文（抄録）の輪読、英語論文の書き方を学修する。	2前	30	2	○			○			○	
3	○			教育学概論	あはき教育を教育学的視点から論じ、教育学的思考法を駆使し、あはき教育の現状と課題、そして展望について学修する。	2前	30	1	○			○			○	
4	○			教育心理学特論	教育心理の概説を学修する。	2前後	60	2	○			○			○	
5	○			教育方法学特論	教育方法学の概論を学修する。	2前	30	1	○			○			○	
6	○			教育方法学演習	授業実践の演習を行う。	2前後	60	2		○		○			○	
7	○			教育実習Ⅰ	教員の指導のもと、実際の教育現場で実践力を高めることを目的とする。	2外	30	1			○	○			○	
8	○			教育実習Ⅱ	出身校での教員の指導のもと、実際の教育現場で実践力を高めることを目的とする。	2外	30	1			○	○			○	
9	○			教育実習Ⅲ	本校教員の指導のもと、実際の教育現場で実践力を高めることを目的とする。	2外	30	1			○	○			○	
10	○			人体形態学	局所解剖を含んだ人体の形態を学修する。	2前	30	2	○			○			○	
11	○			人体形態学特論	触察解剖（経穴の取穴法などを含む）・刺鍼手技を学修する。	2後	30	1		○		○			○	
12	○			人体機能学	病態生理学（主要症候の病態生理）を学修する。	2後	30	2	○			○			○	

13	○		人体機能学	生理的機能を中心とした人体機能の実習（鍼灸刺激の有無による実習）を実施する。	2後	30	1		○		○		○	
14	○		臨床医学総論	PC・iPadの使い方、徒手検査の復習・意味の理解（動画作成）、カルテの意味、記載方法、臨床推論について学修する。	1前	30	2	○			○		○	
15	○		臨床医学各論	各系統別に臨床医学論を学修する。	1後	30	2	○			○		○	○
16	○		リハビリテーション医学特論	リハビリテーション学（含、臨床運動学）を学修する。	1前	30	2	○			○		○	
17	○		社会医学と東洋医学	社会医学領域での東洋医学の役割を学修する。	1後	30	2	○			○		○	
18	○		公衆衛生学特論	社会医学の最新情報を含んだ公衆衛生学を学修する。	2前	15	1	○			○		○	
19	○		医学概論	医療社会学、あはき医学史、職業倫理、CAMの医療社会学について学修する。	2後	15	1	○			○		○	
20	○		東洋医学臨床論Ⅰ	内科系症候の臨床推論を学修する。	1前	30	2	○			○		○	
21	○		東洋医学臨床論Ⅱ	内科系症候・疾患を学修する。	1前後	60	2	○			○		○	
22	○		東洋医学臨床論Ⅲ	産学共同及び提携企業との連携授業を実施する。	1前	30	1	○			○		○	○
23	○		東洋医学臨床論Ⅳ	整形外科的疾患の主要症候について学修する。	1後	30	2	○			○		○	
24	○		東洋医学臨床論Ⅴ	内科、整形外科以外の主要症候についての学生による発表と討論会を実施する。	1後	30	1	○			○		○	○
25	○		東洋医学臨床論Ⅵ	鍼灸を取り巻く医療制度と鍼灸関連療法の紹介を行う。	1後	30	1	○			○		○	○
26	○		東洋医学治効理論Ⅰ	鍼灸理論や鍼灸の最新知見について学修する。	1前	30	2	○			○		○	
27	○		東洋医学治効理論Ⅱ	関係論文の調査発表を実施する。	1前	30	1	○			○		○	

28	○		伝統鍼灸学特論	東洋医学系M式診療、経絡治療、中医学、古方あん摩などの治療法を学修する。	2 前後	60	2		○		○									
29	○		臨床応用学	美容・スポーツ・企業内鍼灸・介護などにおける応用とその役割を学修する。	2 前	30	1		○		○			○	○	○				
30	○		研究方法特論	卒業論文作成に向けての基本的知識について学修する。	2 前	15	1		○				○							
31	○		研究方法演習	学生間で卒論テーマについてプロトコルの作成シュミレーションを行う。	2 後	30	1		○		○									
32	○		卒業研究	卒業論文について概説し、卒論テーマの構想を練るように指導する。	2 外	##	4		○		○			○						
33	○		臨床実習Ⅰ	附属治療所において、臨床技能を高めることを目的とした実習を行う。	1 前後	90	2				○	○		○	○					
34	○		臨床実習Ⅱ	附属治療所において、臨床技能を高めることを目的とした実習を行う。	1 前後 外	##	4				○	○		○	○					
35	○		臨床実習Ⅲ	臨床実習の指導方法、指導シュミレーション、実技試験の見修を実施する。	1 外	##	5				○	○		○	○					
36	○		臨床実習Ⅳ	附属治療所において、臨床技能を高めることを目的とした実習を行う。	2 前後 外	##	6				○	○		○						
37	○		症例検討会	自らの患者の症例報告を行い、臨床能力の向上を図る。	2 後	45	1				○	○		○						
38	○		東洋医学臨床論Ⅰ(アマ指)	東洋医学臨床論と東洋医学系M式診療を学修する。	1 前	15	1		○				○		○					
39	○		東洋医学臨床論Ⅱ(アマ指)	徒手検査法や基本手技およびそれらの応用を学修する。	1 前	30	2		○				○		○					
40	○		東洋医学臨床論Ⅲ(アマ指)	症候・疾患に対する東西医学の観点からの病態把握とその治療法について学修する。	1 後	15	1		○				○		○					
41	○		東洋医学臨床論Ⅳ(アマ指)	症候・疾患に対する東西医学の観点からの病態把握とその治療法について学修する。	1 後	30	2		○				○		○					
42	○		東洋医学治効理論(アマ指)	手技療法についての文献を中心として、皮膚と刺激の関係を疾患を通じて学修する。	1 前	15	1		○				○		○					

43	○		東洋医学治効演習(あま指)	関係論文を通じて皮膚科学について理解するとともに刺激との関係を知ることが目的とする。	1後	30	2	○			○		○	
44	○		あま指臨床実習	附属の診療施設において、臨床技能を高めるための実習を行う。	1外	180	4				○	○		○
45	○		あま指症例検討会	自らの患者の症例報告を行い、臨床能力の向上を行う。	2後	45	1				○	○		○
合計						45	科目	82 単位 (単位時間)						

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：卒業までに開設している全科目について、「可」以上（60点以上）の		1学年の学期区分	2期
履修方法：大学設置基準に基づき単位制をとっている。当該学期に開設している		1学期の授業期間	15週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。